

會學濟經學大國帝都京

# 叢論經濟

號三第

卷(十三第)

行發日一月三年九和昭

## 論叢

砂糖消費税に就きて……………

法學博士 神戸正雄

昭和五年の我國の國富を論ず……………

經濟學博士 汐見三郎

古典派の恐慌論と動態論との關係……………

經濟學博士 谷口吉彦

## 時論

團體生命保險の官營問題……………

經濟學博士 小島昌太郎

## 研究

統計解析に於ける基礎的問題……………

經濟學士 蜷川虎三

ブウニヤティヤンと新信用論……………

經濟學士 松岡孝兒

百貨店の植民地進出……………

經濟學士 堀新一

## 說苑

陶業に於ける瀬戸・東濃・名古屋の關係……………

經濟學士 菊田太郎

ロシアに於ける所得税の發達……………

經濟學士 伊藤武夫

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# 經濟論叢

第三十八卷 第三號

(通卷第貳百貳拾五號)

昭和九年三月發行

## 論叢

### 砂糖消費税に就きて

神 戸 正 雄

#### 緒 言

我國の消費税の大宗といへば、昭和八年度豫算を土臺として見れば（年々多少の異動はあるけれども、大體にては大した變化はなく、まづ之を近年の大勢として可い）、酒（二八〇・百萬圓）、專賣（二七三・）、關稅（一一三・）の三のものが擧げられなくてはならず、此が三大消費税であり、何れも金高にして各、一億圓以上を收めて居る。之に比しては稍々劣るけれども、砂糖消費税が之に次いで相當に大物であり、實に昭和八年度豫算にては七千四百萬圓といふ收入を擧げて居り、決して輕視すべきものではなくして、むしろ豫想外に大な收入を擧げつつあるものといふて良

い。即ち其は之を他の諸税と比較して見ても、所得税の一億三千八百萬圓に對しては勿論劣るけれども、地租の五千八百萬圓や、營業收益税の三千六百萬圓や、相續税の二千六百萬圓やに比しては遙かに勝るものであり、即ち此税は我國の財源としては現に可なりに重要な地位を占むるものである。加之、文化及經濟の進歩するに隨ひては、其收入が益々増進するの勢を有つ。だからして我國の現下の如く、財源の追求に専念しつつある時代には決して等閑に附すべきものでなく、是非ともに之が課税方法を検討して見なくてはならぬものである。仍つて私は敢て此問題を捉へて一應の議論をして見やうと思ふ。

### 第一段 砂糖消費税の存廢問題

砂糖消費税に關しては、先づ以て其の存立が問題となる。其處で其改革の問題に入るの前に、其存立自體を問題として考へて見やう。

(一) 其廢止說——先づ此税は存立繼續すべきものではなくして、むしろ之を廢止する事を勸むともいひ得る。其の主要論據は左の如し。

(A) 公平課税及社會政策上——此税の課税物件たる砂糖が見方によりては一の生活必需品に屬し、人體の營養上大切な物であり、<sup>1)</sup> 勞働力恢復の爲め特別に價值あるものと見らるるに於て、之が課税は、恰かも鹽や、米や(外國なれば麵麩や)、肉やに對する課税と同等に見らるべく、<sup>2)</sup> 其は

1) Müller, Zuckersteuer, Zuckertzoll. (Wörterbuch d. Vw. 4 Aufl. III) S. 1167.

2) Müller, ebenda.

即ち貧乏人に重き負擔となるものであり、公平に反し、且つ社會政策にも反するとしなければならぬ。或は之を以て人頭稅的のものともいふが、其れほどのものと斷定するには躊躇するけれども、而かも其れに近いものとはしなければならぬ。嘗て我國にて生活必要消費稅を廢止すべしとして、石油、醬油、賣藥の諸稅を止め、通行稅をも之に準ずるものとして廢止し、更に鹽の專賣に於ける收益方針を改めたのであるが、之等の施爲を押し進めるときには、遂には砂糖消費稅の廢止にも到達しなければならぬといふ事になる。

(B) 保健政策上——前にいふ如くに、砂糖を以て生活乃至營養上に重要なものだとすれば、之に課稅しては保健上にも有害なりとしなければならぬ。國民の保健を進捗するには、むしろ其課稅を廢止したが良いといふことになる。

(C) 經濟上——砂糖は單に消費の立場から見らるるのみでなく、生産の方からも見られ得る。そして其生産が或國にて全く不適當のものであれば、其は問題とならぬけれども、此が我國の如く一の適切なる事業であり、既に存立して一の有力なる産業となつて居るときに、此が生産上の利益の保護といふことも大切なことである。そして此産業の發展の爲めには、其消費が一層大いことが望ましく、其の爲めには更らに、其市價の出来るだけ低き事が望ましとせられ、隨ふては關稅は暫らく別として、少くとも内國消費稅のかからぬ方が、其の爲め望ましとしなければならぬ。そして、此場合の砂糖産業としては、之が製造業のみならず、之が耕作農業者をも擧ぐべく、本

3) Herbst, Billiger Zucker. S. 55.

4) 拙著、租稅研究、八卷 251

5) Lotz, Fw. 2 Aufl. 761.

税を直接に課税せらるる所の製糖業者が、税をば、通例には糖價の引上によりて、消費者に前轉するのだけれども、其事が時の經濟事情上、行はれ得ない場合には、その製糖業者自ら擔はなければならぬこともあるが、併し又、彼が之を少くとも一部又は全部、農業者に後轉することもあつて、其の爲めに此税が農業者に重き壓迫となることもあるのである。

(二) 存置論——前に擧げたる廢止論には固より一部の眞理を包藏するけれども、併し直ちに其儘之を受入るるには躊躇しなければならぬ。かかる廢止説もあるほどだから、其に過重率を課する事は謹まなければならぬけれども、其存立自身には消費税の一般的標準に照して反對するを得ないものがある。元來、消費税の物體としては、必要物といふほどでなくして而かも一般大衆から消費せられ益々其消費の増進可能性をも有ち、そして技術上捕捉の容易なものを希望するのだが、砂糖は恰かも此の如きものに該當するのであり、かくて此が世界の到る處に好んで消費税の物體として採用せられて居る次第である。<sup>10)</sup> 隨ふて消費税を前提とする以上、此税は許され得るものである。特に我國現下の如く窮迫財政下には、到底、之を避けることは出来ないものである。今少しく之を分説しやう。

(A) 財政收入上——元來、砂糖消費税は大收入を擧ぐる可能性あるものであり、現に我國今日年額七千萬圓からの大收入を擧げて居り、之あるが故に、他に之が反對理由が相當に成立し得たとしても、到底之を棄てることは出来ない。特に我國今日のやうに窮迫した財政にて何としてもか

6) Kapitalbildung und Steuersystem. II. S. 376.

7) Müller, a. a. O. S. 1170.

8) 拙著、租税研究十卷、209 Marco, Fw. S. 239.

9) Moll, Lehrbuch. S. 620.

10) 租税研究十卷、210. Marco, a. a. O. S. 239. Allix, Traité élémentaire 6. éd. p. 481—482.

かる大物を棄てることは出来ない。消費税の物體としては、其が必要品では根本的に不正のものとして斥けなければならぬし、全くの奢侈品であつては、其恐はないけれども、消費量が少いのみでなく、其に高い税でも掛れば、消費が一層にも減縮して、税収入の少いことを免れぬが、砂糖の如きものは奢侈品ではなく、必需品でもなく而かも一般人から多く消費せらるるものである<sup>11)</sup>ので、自ら其税収入が大なるを得る譯であり、かくして財政収入上の見地からして特にかかる大衆的一般的なる消費物の課税が選まるることになるのである<sup>14)</sup>。特に砂糖は由來、其消費量の多少が國民文化程度の尺度だともいはるるほどで、文化の進歩、更には富の増進と共に、益々其消費が増加して、一たび此税が存立するとき、其將來に於ける自然増收の可能性の大なるを得るといふこともある。も一つ之と關聯して良いことには、砂糖のやうな物の消費は、景氣の不良となるが如き場合にも、其れと共に減退するといふことが少く、即ち不景氣に抵抗する能力を備ふるといふことが、此税の財政収入上の一特徴なのである。

(B) 公平課税及社會政策上——若も砂糖が生活必需品であつたならば、其への税は貧民への壓迫を考慮して、むしろ避けなければならなかつたが、幸にして此が大衆的なる奢侈消費物であり、かかる物への課税は公平の見地からも許されることになる<sup>20)</sup>。一方、此が生活、營養の上に或價値を有つとはいへ、鹽や米やなどと同等の生活必需品ではない<sup>21)</sup>。で貧者は之が消費を節減したからといふて其健康を害することはなく、そして富者は自ら其富の大なるに隨ひ、大體に於ては一層

- 11) 租税研究八卷、247  
 12) Marco, a. a. O. S. 238—239.  
 13) 租税研究八卷、237. Lotz, a. a. O. S. 673.  
 14) Allix, l. c. p. 482.  
 15) Herbst, a. a. O. S. 35.  
 16) Terhalle, Fw. S. 420.

多く之を消費して、之が税の相當に大なる部分を負擔する傾がある。<sup>23)</sup> ただに富者は貧者よりも一層多くの分量を消費するのみでなく、一層良き品質の物を消費する傾ある點からしても、能力課税上には良きものであり、且つや各人が其經濟上の地位の變化に應じて、之が消費を増減伸縮することの容易だといふ事も應能課税に適する。實際我國民の情勢を見ても、大體、富者が貧者よりも一層良き砂糖を一層多くにも消費して居り、都會民ほど田舎農民よりも多く之を消費して居り、能力の大なるものは其小なるものよりも多くの負擔をして居る。其能力の大小に應ずるに於て所得税などのやうなものは到底比較にならぬほど不満足ではあるけれども、併し米や鹽などの税が、各人平等に即ち人頭税となり、又は貧乏人ほど餘計に負擔することになるのとは異つて、或度まで能力のより大なる者には一層大なる負擔を課するの公平に合し、且つ貧民いぢめの反社會性も少い。そして齊しく好んで消費税の物體とさるる酒煙草に比しても應能課税及社會政策上、一層勝つたものがある。酒煙草の如き物で、之を嗜好する貧者が、之を嗜好せざる富者に比して遙かに一層大なる消費を爲し、貧者過重負擔となる可能性もあるけれども、砂糖にては左様の事は殆んどなく、富者は殆んど凡べての場合に、貧者よりもより多く、そしてより良き物を消費するのであり、此點から見ると、砂糖消費税の方が酒税煙草税などよりも一層公平であり、且つ反社會性が少い。尙ほ我現行の砂糖消費税は下級黑糖を非常に低い税で課して居るが、其は自ら貧弱なる之が産地を保護するに役立ち、或社會政策的の働をも爲しつつある。此も一の附帶

17) 租税研究八卷、247.

18) Terhalle, a. a. O. S. 420.

19) Marco, a. a. O. S. 239; Allix, l. c. p. 482.

20) Terhalle, a. a. O. S. 398.

21) 租税研究八卷、237. Moll, a. a. O. S. 639; Trautvetter, Sonstige Verbrauchsteuern. (Hb. d. Fw. II.) S. 257.

的の効能だとして擧げられ得る。

(C) 經濟上——には、税のかかる爲めに、之なきに比しては砂糖の生産販賣、輸出に多少の打撃を與ふることは明かだが、併し其は大したものではなく、之を廢しなければ生産者が立行かぬといふほどではなく、一方、内國消費税の外に、關税があつて、外國競争を抑制して居るのでもあり、内國産業は能く此内國消費税に堪へ得るのである。特に輸出品の爲めには戻税の特典もあり、或は初めから輸出を目的とする内國産物には不課税とすることもあつて、外國輸出に支障なからしめることが出來、生産上不利なる貧弱な地方の爲めには現に行はれつつあるやうに低税をかけることも出來るので、特に其等の地方からしては、かかる差等ある消費課税の存續を其生産維持の爲めにも希望するといふこともある。そして勿論、大生産者にとりては此税が大して其存立を危うくするといふほどのものではない。過般起つた砂糖消費税の脱税問題などを考ふると、當業者としては、かかる税の存在は厄介至極だともいはれるが、さりとて此税の存在には他に重大なる理由あること、前に述べる如くであるから、其位のことには幸棒する外ないであらう。

(D) 課税技術上——にも大體、此税はそんなに六つかしいものでなく、其物體は相當大量であり、隱匿難のものに屬し、<sup>27)</sup> 其納税義務者を押へる場處も、比較的少數の大工場(又は保稅地域)に集中して居るので、此點からしても、取立及取締が容易である。<sup>28)</sup> 尤も或貧弱地方に於ては小工場があるといふことではある。

22) Moll, a. a. O. S. 639

23) Trautvetter, a. a. O. S. 257.

24) 租稅研究八卷、241. Marco, a. a. O. S. 240.

25) 租稅研究八卷、244.

26) 租稅研究八卷、248.

27) 租稅研究八卷、245.

28) 同上、244—245.



## 第二段 砂糖消費税改革の問題

前段にいふ如くに此税には一部に廢止の意見も行はれるけれども、併し全體上、之を存置するを至當として、さて次ぎには之を如何に改革すべきかが問題となる。そして第一には其課税物件の擴張が問題となる。

## (一) 課税物件擴張の問題

(A) 背定論——由來、酒税については之が代用品の課税について相當の注意が行はれて居るが、砂糖税については、此注意が等閑に附せられて居る。問題となるのは、飴とサツカリンとである。此等にも課税しなければ、(い)負擔の公平上からして均衡を失する。又齊しく甘味料であつて、代用されつつあるに拘らず、彼に課して此等の物に課しないとすると、或意味にて砂糖税通脱の一の手段ともなつて、(ろ)自ら財政收入上に不利を被ることにもなる。だからして此等の物の課税がすゝめられる。又、此の如き甘味料への課税についての課税例も佛、獨にはある<sup>30)</sup>。

## (B) 否定論

(い) 衛生保健政策上——サツカリン、飴は共に、多少、藥品としての效能を有つ。随つてかかる物に課税するのは、保健政策上、避くべきものともいはれる。併し其は前記、之が課税の爲めの二大理由に比しては、大した重きを有つべきものでなく、忍び得るものであるといつて良い。

29) Moll, a. a. O. S. 641.

30) Terhalle, a. a. O. S. 500. Trautvetter, a. a. O. S. 261. Allix, l. c. p. 848.

(ろ) 經濟上——には、サツカリンが防腐劑として、或産業上に有要なる材料でもあるので、之が課税が、其等の産業への壓迫となるといふこともある。けれども、此も其の産業に於ける主要材料に關せず、極めて軽い重さを持つた材料に關するに過ぎないから、左まで之に拘渥するには及ばない。

(ハ) 課税技術上——にも、此が課税が厄介面倒ではないかとも考へらるるが、飴の如き物も昔とは異り、今日では可なり大規模なる設備にて製造した上に其が各小賣人へ配布せらるるのが多いから、そんなに其課税が六つかしくはない。特に後にいふやうに砂糖の課税方法をも改めるときに、之に追隨して同様の方法を取りて課するとすれば、左まで六つかしい事はないやうである。

(二) 課税方法の問題

(A) 課税の諸方法及現行我國法の説明

(イ) 物體の如何なる段階に就いて課税するか——砂糖消費税の方法として考へらるる色々の方法の中について、專賣に依るものと、賣上課税方法によるのとは、根本的に、我現行課税方法と異つた方針によるものだから、むしろ後に譲り、茲に其等の諸方法中につき、我現行法に近き種類の方法を擧ぐると、第一には砂糖といふ物體を其生成の如何なる段階にて課するかが問題となる。即ち現行法にては之が製品となつた處で課するのだが、或はもつと前の、原料にて課することも出來、半製品(糖汁)にて課することも出来る。更に容器機械にて課することも出來

る。其の何れを採るべきか。我國の如く製品にて課する方法は果して採るべきものか何うか。

(1) 原料課税——は其分量に應じて課するとすれば、(a) 課税手續も簡單であり、紛争も少く、營業妨害となることも少い。<sup>32)</sup> 政府にとりての行政手段も少くて済む。<sup>33)</sup> それから同量なる原料からして一層多量の糖分を生ずるやうな原料の培養方法並に其製造工程を刺戟するといふ長所もある。つまり、其は經濟上、課税技術上望ましきものである。(b) 併し之が缺點が一層多様であつて、之を採るのに賛成し兼ねる。第一、此方法にては、同量の原料から生ずる精製品の量及質が、各營業により一様でなく、假令或時點にては同様であつたとしても、時の進みにより異つて來る爲めの不公平といふことがあり、<sup>35)</sup> 其の間、比較的大資本を擁したる大工業者を小工業者に比して有利ならしむるといふ社會的不公平もある。<sup>36)</sup> そして立法者は自ら、其當時の平均的事情によりて相當なる負擔率を定めるであらうが、<sup>37)</sup> 其爲め、初めよりして此課税が、平均以上に有利に生産する者に獎勵金を與へ、平均以下のものに罰金を課する結果となる。<sup>38)</sup> 其が當業者の間に不公平であり、特に又其が時の經過と共に愈々多く不公平ともなる。此後のものは、立法者が追隨しやうと努める所ではあるが、<sup>39)</sup> 其が後れ勝である。そして此方法にては製品の品質の考慮は全く出來ないことになるが、此品質の差等は、原料の品質にもかかり、工程の相違にもかかる。之を考慮し兼ねるのが遺憾である。<sup>40)</sup> 或は、其の原料の品質の相違にかかるといふが、此方法にても、多少之が差等をつけて、或種の原料から生すべき製品の量及質をも考慮し得ずやともいふが、其原料

31) Trautvetter, a. a. O. S. 258.

32) Trautvetter ebenda.

33) Terhalle, a. a. O. S. 414.

34) Terhalle, a. a. O. S. 499. Trautvetter, a. a. O. S. 258. Müller, a. a. O. S. 1167. Bräuer, Zuckersteiner. (Hwb. d. Stw. 4 Auf. VIII) S. 1187.

35) Müller, a. a. O. S. 1167.

の質の異なる爲めの製品の量の相違ならば或度まで斟酌出来るが、其の爲めの質の相違を斟酌するのは六つかしい。製品量の相違を斟酌するのでも、之を考慮するとなると、煩に堪へず、殆んど實行難であり、況や質の相違の方は全く以て、其が工程から來ると、原料の質から來るとを問はず、斟酌し兼ねる。それから財政収入上には、此方法によれば、技術の進歩に従ひ、此が糖分によるの課税であつたならば生ずべかりし増收を擧げることが出來ず、財政上其れだけの損失を爲すといふことがあり、それから經濟上には、此課税にては、製造者が其製品の買手を見出したよりも前に、餘りにも早く納税しなくてはならぬことにもなり、納税の爲めに借金しなくてはならぬやうになるといふ打撃を受くる。特に其が貨幣價值動搖の時には非常なる困難を來すことにもなる。技術上には、製品輸出の際に於ける戻税の計算も面倒である。

(2) 半製品課税——は如何かといふと、此にても(a)單に半製品たる糖汁の分量のみによる方法にては、手續は簡單であり、或度まで、生産方法の改良を促すことも出來、課税時期が前の原料課税よりも後れるだけ當業者にとりて便利であり、經濟上に不利の少きことも出来るが、併し此は尙ほ、前の方法同様、いな前方法よりは程度は低きも兎も角、不公平なるものとはなる。(b)それで茲にも糖汁の包含する糖分の多少を定めて之に應じて差等ある従量税を課したが良いともいへる。そして其の爲めには一々の半製品によりて測定しても良く、又は平均的に糖分を定めて相當課税しても良い。それで、此方法によりて公平には一層合ふが、併し課税が煩雜、困難と

36) Trautvetter, a. a. O. S. 258. Bräuer, a. a. O. S. 1188. Moll, a. a. O. S. 334.  
 37) Bräuer, a. a. O. S. 1187.  
 38) Terhalle, a. a. O. S. 414.  
 39) Bräuer, a. a. O. S. 1188.  
 40) Terhalle, a. a. O. S. 415.  
 41) Terhalle, a. a. O. S. 414-415.

なり、紛争をも多くし、特に仕事の工程中に吟味をすることを要するやうにもなり、生産妨害といふことにもなる。

(3) 容器、機械課税——それで稀ではあるが、一八六五年の奥國法の如く、機械設備の能力に應じ、(又は容器課税)といふことも考へらるる。此にも手續は最簡單であり、多少は生産改良を促すにも役立つが、併し其各設備能力の概算は平均による外なく、其は恰かも不完全、不公平といふ非難を受けなければならぬ。それで

(4) 製品課税——が結局選ばれるやうになる。此にては(a)手續は多少面倒といふことがあるが、又、生産改良進捗の刺戟がないともいへるが、(b)併し恰も然るが故に、生産改良によりて税を軽減されるといふ不公平もなく、結局に於て此消費税の課税せんとする物體たる製品の全體の能力に適應したる課税となり得る。そして經濟上には、當業者の生産失敗の場合に於ける納税額損失の危険(原料課税に起るやうな)は之なくして濟み得る。

(ろ) 製品課税としての更なる問題——

(1) 課税標準として何を選むか——前にいふ如くで、物體の生成の段階にては結局、製品課税をすすめる外なきことになる。そして其が各國砂糖課税の變遷の歸着でもあり、我國法亦之をとるが、さて其製品を課するにつき其課税標準として従價か従量かが問題となる。各國の實例では従量が一番多いけれども、(佛、獨、奥、匈、和、波、西、瑞典、露、ユーゴスラフ、チエツ

42) Terhalle, a. a. O. S. 415.

43) Moll, a. a. O. S. 622.

44) Mill, ebenda.

45) Bräuer, v. a. O. S. 1188.

46) Bräuer, ebenda.

47) Müller, a. a. O. S. 1168.

コスロバキア) (尙ほ、佛にては、消費に供さるる物は粗糖も精糖も一樣に課税し、精製さるべく工場に齎される所の粗糖は、喪失減量、殘滓減量) (糖は、其からして期待さるべき精糖に於ける製品が幾許となるかを、糖量計により測定して課税する。其各、一%半づつを認むる) (として此は課税技術上、簡便であり、從價に比しては調法なるものとせらるるけれども、何としても不公平ではあり、此に於ては從價に比して劣るものとしなければならぬ。そこで此從量の弊害を緩和するめ爲に、我國法のやうに、階級的なる從量税とすることが考へられる。それで夫の酒造税の如き單純なる從量税(此にても酒精分の多くなるによりて加重されては居るけれど)に比して一層公平になるやうでもある。ただ其段階の分けられる標準が從價乃至從質でなく、單に皮相的外形的標準たる色相である爲めに、手續は割合に簡單であるけれども、公平課税の爲めには不満足である。第一には、其にて異つた階段の砂糖の間には砂糖としての實際の價格がそんなに異らぬのに拘らず、或大なる開きを以て課税されるといふ不公平が生じ、第二には、何として此にては從量課税が主となるから、砂糖價格が常に變動するとして、其に應じて税率を上下することは出來ず、時間的に見て、或時點に於て定められたる此税が大體、公平であつたとして、糖價が下れば其が過高の負擔となり、糖價が上れば過輕なる負擔となるを免れない。第三には我國の實際に屢々行はれたやうに課税時には色つけして色相を低くして置いて、あとで之を消すといふやうな人工が施されるといふことも起る。そこで此分級の爲めの別の方法としては、物體の含む糖分の多少に應ずるといふことも出来る。(48) 現に伊太利では九・四%以上の糖分のを第一級とし、其他を第二級として課税し。丁抹は九八%以上のと以下のとで分級して居る。(49) 併し、此にて

48) Bräuer, a. a. O. S. 1188.  
 49) Trautvetter, a. a. O. S. 258.  
 50) Müller, a. a. O. S. 1167.  
 51) Trautvetter, a. a. O. S. 258.  
 52) Bräuer, a. a. O. S. 1194.  
 53) Trautvetter, a. a. O. S. 258.

は其糖分の確定が面倒であるのみでなく、此による各品の價格の相違がそんなに大なるものでないといふ事<sup>62)</sup>からしての不公平もある。加之、所謂砂糖の上等と否とが必ずしも糖分の多少と並行せぬといふこともあるので、此方法も必ずしも勧められない。

(2)生産時點について課するか庫出時點にか——製品課税によるとして、生産時に課するか庫出時に課するかが更なる問題である。此二のものにては、庫出の方は納税が生産時課税よりも後れるだけ國庫にとり財政收入上の不利はあるけれども、其課税が一層消費に近接するだけ一層公平になるといふこともあり、當業者が恰かも買手を得たるときに納税することになるから納税が一層容易であり、生産時課税に比して産業經濟の打撃少しといふこともあつて、賛否兩論はあるが、庫出にも相當の理由があるから現状を變へるには及ばぬ。特に庫出法は我國のみでなく、獨、佛、丁抹、ユーゴスラフ等の例<sup>63)</sup>もある。尤も生産時課税によるとても、酒造税のやうに納期につき寛大なる規定を作れば、當業者にとりてそんなに不利ともならない。

### (B)改革の方策

以上述べたる如くだからして、我國法とても相當の理由があり、強めて現状を打破するにも及ばぬけれども、之に對して敢て改革を行ふとすれば、次の如きものが考へられる。

(一)專賣案——は其第一である。今、砂糖を丁度、煙草のやうに政府專賣とするならば、其は私がさきに酒の場合についていふたと同様に、財政收入上には一層大なる收入を確保し得られて、

54) Terhalle, a. a. O. S. 415.

55) Trautvetter, a. a. O. S. 258.

56) Bräuer, a. a. O. S. 1189.

57) Terhalle, a. a. O. S. 416,

58) Terhalle, ebenda.

59) Allix, l. c. p. 847. Bräuer, a. a. O. S. 1194.—1109. Trautvetter, a. a. O. S.

且つ現状よりも一層負擔公平に合ふやうに賣價を定めて、公平課税並に社會政策に合致すると思ふ。ただ經濟上、生産改良が民業時に比して或は遅れるかも知れぬし、且つ政府が專賣を利用して段々と糖價を引上げ又引上げ爲めに、民衆生活を壓迫するの弊を見ることなきやといふ心配が残る。で此にて多少考慮すべき點はあるが、併し其にも拘らず一大英斷を以て之を行ひ、そして常に其弱點を自覺して、慎重に之が弊害防止に努めるのも一方法ではある。(尙ほ獨にて消費税の外に、  
者に之が製造及輸入を許し、其利益中から一定の分前を政府に收め  
るといふことが行はれる。其は專賣に似て居るが、專賣ではない。)

(ろ)製造者に於ける賣上課税案——若も專賣を行はず、飽迄、普通の課税によつては如何かと思ふ。即ち其狀によるよりも、最終製造者(及、輸入者)に於ける賣上金課税によつては如何かと思ふ。即ち其は生産者(輸入者)に於ける總括的なる從價課税方法である。各製品についての箇別的なる從價課税と異り、生産者(輸入者)の人についての賣上高に比例して課税するものである。此方法にも長所のみはなく、短所もある。ただ短所よりも長所が一層多く且つ重しとするのである。(内國生産品を  
主として説いて居るが、外國よりの輸入品にも關稅の外に、内國消費税をも課し得る。  
其場合には、其輸入者を、生産者に準じて義務者とする事になる。)

### (I) 其長所

(a)課税技術上——此方法の第一の長所は課税技術上で、此方法によりて可なり簡單に、而かも殆んど精確に課税の物件を掴むことが出来る。我國にても之が製造者は殆んど大生産者によりて占められ、其には多人數の従業者が使はれて居るので、營業内部を秘密にすることは六つ

261 Terhalle, a. a. O. S. 499.

60) Trautvetter, a. a. O. S. 257.

61) Bräuer, a. a. O. S. 1196—1197.

62) Trautvetter, a. a. O. S. 259.

63) Bräuer, a. a. O. S. 1191.—1199. Terhalle, a. a. O. S. 499. Alix, l. c. p. 847.

64) Trautvetter, a. a. O. S. 261.



かしく、逋脱は行はれ難い。<sup>(65)</sup>で其實上高の幾許であるかは大抵擱める。從來の從量課税時代に却つて歩止まりの評定につき逋脱が行はれたといふやうな事はなくて済む。從價だと、評價が六つかしいやうでもあるが、其は各具體的の物品について評價するから六つかしくなるのであり、今茲にいふやうに一主體に屬する總賣上高といふ、生産金高の合計となれば、そんなに六つかしくはないことが出来る。

(b) 公平課税及社會政策上——此方法によりては、從價累進であつたならばあるやうな、各物を消費する人の經濟上の能力度に應じての差等課税は行はれぬにせよ、單なる從量比例課税に比しては、各物の價格、各物の品等による價格の高下が自ら賣上金高中に計算せられて、各物の品等に應じたる課税が少くとも從價比例的には行はれて、一層公平たるを得て居る。其れにて富者が貧者よりもより優等高價なる物を一層多量にも消費するのに應じて一層重く課することになつて居る。其は公平に合し、社會政策にも合する。夫の階級從量税(我國現行法の如く)の場合に於ける、前に掲げた不公平もなくして済む。或は庫出課税の如く消費者に近接しては課税せず、其よりも遠き生産者を生産者として課税するだけ公平に遠かるやうではあるが、其は五十歩百歩の差であり、庫出課税ではあるが、從量課税でもあるのに比しては、從價課税の長所の得られて居るだけ、むしろ一層公平となるといひ得る。

(c) 財政收入上——には、此方法は、費用少くして而かも相當大なる收入を擧ぐる事が出

65) Müller, a. a. O. S. 1168. Brüner, a. a. O. S. 1189. Trautvetter, a. a. O. S. 259.

來、一般生活の向上、物價騰貴の大勢に應じて、自然增收を擧ぐることも出來、必要に應じて收入の増減を計ることも或度までは出來ると云ふの利がある。

(d) 經濟上——此課税は大して當業者に迷惑をかけ、負擔を加ふるといふほどのものではない。或は特に貧弱生産地方にて從來よりも重き打撃となるといふことがあるかも知れぬけれども、此の如きは其に對しての特別宥恕規定を設けることも出來るから、そんなに心配の必要はなく、大體上には大した經濟打撃とならないであらう。

## (2) 其短所

(a) 課税技術上——此方法にても多少は賣上高の虚偽の申告といふことの行はるる恐があり、其の取締難といふこともある。併し其は前にもいふ如く、そんなに大したものではなく、賣上高は殆んど正確に擷み得やう。

(b) 公平課税及社會政策上——此賣上高による方法は、つまり從價比例課税だからして、從價累進によるのに比しては一層不公平であり、公平課税上遺憾のやうでもあるが、從價累進にも、價格の變動によりて公平を紊さるるの可能性があり、從價比例には此缺點を缺くから、むしろ此にいふ賣上課税の弱點は忍び得るものである。特に從價累進だと、かかる價格の變動を別として、價格の不動を假定しても、或段階と他の段階との限界に近き處にては、輕微なる價格の差異の爲めに過大なる負擔の相違を生ずるといふが如きの不公平もある。

(c) 經濟上——には、從來の庫出課税に比しては、當業者にとりては從來よりも一層早き時に課税せらるるので不利となるともいへるけれども、此點は此方法を採るとしても納期の定め方如何により左までの不利を齎らさずして濟まう。更に貧弱生産地方への壓迫といふことについては、其對策の別に存し得ること上にもいふ如くである。

## 結 論

以上要之、砂糖消費税については之が全廢論にも多少の理由を見出すけれども、存續論に於て一層重きものを見る所であり、特に今日の我國情にては之を維持する外なく、むしろ飴、サツカリン等代用品への課税をも行ひ、之が課税方法については從來行はるる製品の庫出につきて階級の課税に課する方法にも相當の根據を見出すが、併し、之を斷然、專賣に改めるも良く、或は普通の課税によるとしては、製造者(及輸入者)に於ける賣上課税に改めるのが、色々の見地から見て從來の方法に比し一層適切のやうに思ふ。